

令和8年度沖縄らしい風景づくりに関する普及啓発等活動業務

企画提案参加説明書

1. 業務名

令和8年度沖縄らしい風景づくりに関する普及啓発等活動業務

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

3. 業務の目的

沖縄県では、沖縄らしい風景・景観を県民共有の財産として次世代に継承し、人々を惹きつける価値創造型のまちづくりを進めるため、有識者等による基調講演やパネルディスカッションをとおして県民の風景づくりに関する意識の向上を図る。

また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき「沖縄らしい風景づくり支援事業」を実施しており、令和5年3月に沖縄県景観向上行動計画を策定したほか、“美ら島沖縄”風景づくり協議会（以下、「協議会」という）を立ち上げ、本県における良好な形成に取り組んでいるところである。協議会の活動においては、景観の取組みを県民や観光客へ普及啓発するために活動やイベントの開催を検討しているところである。

本業務は、シンポジウムを通して県民の沖縄らしい風景づくりに対する意識醸成を図るとともに、協議会における総会・幹事会・専門部会の運営を行い、沖縄の風景づくりの推進に寄与することを目的とする。

4. 業務概要

(1) 履行場所：沖縄県内

(2) 業務内容

詳細は仕様書に記載

- ① シンポジウム企画及び運営等一式（広報も含む）
- ② 協議会（総会・幹事会・専門部会）の企画及び運営支援
- ③ 景観に関するパネル作成及びパネル展の実施
- ④ 風景づくり学習冊子の作成
- ⑤ 景観ツアーの開催
- ⑥ 風景づくりフォトコンテストの開催
- ⑦ 報告書の作成
- ⑧ その他、協議し決定した事項

(3) 契約限度額

12,573,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

- (4) 本業務において、企画提案を求めるシンポジウム及び普及啓発活動の特定テーマは以下に示す事項とする。
- ア 幅広い参加を促し、沖縄の風景づくりに関する意識向上を図れるようなシンポジウム又はセミナーのテーマ設定となっている場合に優位に評価する。
 - イ アに沿った基調講演者、パネリスト又はコーディネーターを選定している場合に優位に評価する（ただし、講演者等は、発注者と受託者が協議して決定する。）
 - ウ 幅広い年代の県民に参加してもらえるような景観・風景に係るツアーの企画となっている場合に優位に評価する。
 - エ 沖縄の魅力を発見してもらえ、幅広い参加者が見込めるフォトコンテストのテーマ提案があるか。また、フォトコンテストの運営方法に妥当性が高い提案がある場合に優位に評価する。
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに関する技術提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

6. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加申込書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 企業等は、平成28年度から公告日までに完了したシンポジウム、セミナー、フォーラム又はパネルディスカッションの支援業務実績があること。
- (7) 企業等は、平成28年度から公告日までに完了した官公庁における協議会、委員会の支援業務実績を有すること。
- (8) 統括担当者は、平成28年度から公告日までに完了したシンポジウム、セミナー、フォーラム又はパネルディスカッションの開催に係る業務実績があること。
- (9) 統括担当者又は業務担当者は、平成28年度から公告日までに完了した官公庁における協議会、委員会の支援業務実績を有すること。

- (10) 沖縄県内に本店を有すること。
- (11) 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- (12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。共同企業体で応募する場合は、2社共同企業体とし、共同企業体の代表構成員は沖縄県内に本店を有すること。なお共同企業体の代表構成員以外の構成員は沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の代表構成員が(6)と(7)の要件を満たすこと。
 - ③ 共同企業体を構成するすべての構成員が上記(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の代表構成員が(8)の要件を満たしている統括担当者であること。
 - ⑤ 統括担当者又は共同企業体の代表構成員若しくは代表構成員以外の構成員のいずれかの業務担当者が、(9)の要件を満たしていること。
 - ⑥ 共同企業体を構成する事業者全体で(11)の要件を満たしていること。
 - ⑦ 構成員が他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件提案に参加しないこと。

7. 参加表明書の提出等

参加を希望する者は、下記により書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限：令和8年6月30日(火)から令和8年7月13日(月)午後5時まで
- (2) 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで(厳守)
- (3) 提出方法：原則、郵送(配達を確認できる方法で送付する事)により提出とし、期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。
- (4) 提出部数：2部
- (5) 提出場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班
(那覇市泉崎1-2-2 県庁舎11階)
- (6) 提出書類
 - ア 参加表明書【様式1】
 - イ 会社概要【様式1-2】
 - ウ 過去の業務実績一覧【様式1-3】
 - エ 統括担当者の業務実績及び略歴書
 - オ 共同企業体協定書(共同企業体の場合)【様式4】
- (7) 無効要件：応募資格条件を満たしていない者等は無効となる。また、提出書類から応募資格条件を満たしていることが不明確である場合も無効となる。
- (8) 内容変更：提出期限後において、公募書類に記載された内容の変更は認めない。

8. 参加申込書の審査

- (1) 期日：令和8年7月14日(火)17時までに、審査結果を次の方法で通知する。
- (2) 方法：提出者に文書で通知(担当者にメール送付)

9. 本業務に関する質問及び回答

本業務する質問については、下記により提出するものとする。

- (1) 参加表明書に関する質問書の提出期間：令和8年6月30日(火)から
令和8年7月6日(月)午後5時まで
- (2) 企画書に関する質問書の提出期間：令和8年6月30日(火)から
令和8年7月14日(火)午後5時まで
- (3) 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで(厳守)
- (4) 質問様式：質問書【様式2】
- (5) 提出方法：原則、郵送(配達を確認できる方法で送付する事)により提出とし、期日
までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。
- (6) 参加表明書に関する回答：沖縄県 HP に回答を令和8年7月8日(水)までに掲載する。
- (7) 企画書に関する回答：沖縄県ホームページに回答を令和8年7月21日(火)までに掲載する。

10. 企画書の評価等

(1) 企画書について

企画書は以下の項目で作成するものとし、A4版20ページ以内(表紙含む)とする。

- ア 業務実施方針、工程、実施体制
- イ 人員配置計画
- ウ 6.参加資格(6)～(9)の実績
- エ シンポジウム又はセミナーの具体的内容(テーマ、次第を含む。)
- オ 基調講演者等の選定案
- カ シンポジウムの、インターネットによるアーカイブ配信の内容及びシンポジウム広報の具体的提案
- キ 景観ツアーの具体的内容(ツアー開催場所、説明者の提案を含む)
- ク フォトコンテストのテーマと運営方法
- ケ 業務見積

(2) 企画書の提出について

企画書の提出は以下のとおりとする。

- ア 企画書の提出期間：令和8年6月30日(火)から令和8年7月27日(月)
- イ 提出時間：午前9時から午後5時まで(厳守)
- ウ 提出方法：企画提案提出書【様式3】に、企画書と当該PDFデータの入ったDVD-Rを原則、郵送(配達を確認できる方法で送付する事)により提出とし、期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。
- エ 提出部数：企画書7部、DVD-R1枚
- オ 提出場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班(那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 1 1階)

(3) 企画書の評価方法

評価にあたってはプレゼンテーションを実施することとし、原則として企画書の内容を評価項目毎に次に記す評価により採点する。なお、応募者多数の場合は書類審査(次頁表の「業務実施体制に係る項目」から評価)により4者以内を選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募者が1者の場合は、その1者でプレゼンテーションを実施する。

令和8年度風景づくりに係るシンポジウム及び協議会企画運営等業務の評価方法

| 評価項目 | 項目ウェイト (配点) | 評価の着目点 | 判断基準 | 評価点 ※ |
|--|---|----------------------------------|--|----------------------------|
| 実施方針 工程表 その他 | 20 | 業務理解度 | 目的、条件、内容の理解が高い場合に優位に評価する。 | 10 |
| | | 工程表 | 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 5 |
| | | その他 | 業務に関する知識、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 | 5 |
| 業務実施体制 に係る項目 | 30 | シンポジウムの実施体制 | 業務実績に応じた統括担当者及び業務担当者を選定し、明確な役割分担となっているか。また、指揮命令系統が明確であり、風景に関する有識者との連携や協力体制が取れる場合に優位に評価する。 | 5 |
| | | 協議会の実施体制 | 業務実績に応じた統括担当者及び業務担当者を選定し、明確な役割分担となっているか。また、指揮命令系統が明確であり、風景に関する有識者との連携や協力体制が取れる場合に優位に評価する。 | 5 |
| | | 企業等の過去10年間のシンポジウム等業務の実績 | 平成28年度から公告日までに完了したシンポジウム、セミナー、フォーラム又はパネルディスカッションの開催に係る業務の実績を有すること。 ①5件以上 ②4件 ③3件 ④2件 ⑤1件 | ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 |
| | | 企業等の過去10年間の景観に関する協議会運営等業務の実績 | 企業等は、平成28年度から公告日までに完了した官公庁における協議会、委員会の支援業務実績を有すること。(景観に関する実績を優先的に評価する。) ①景観に関する業務3件以上 ②景観に関する業務2～1件 ③景観以外に関する業務5件以上 ④景観以外に関する業務4～3件 ⑤景観以外に関する業務2～1件 | ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 |
| | | 統括担当者の過去10年間のシンポジウム等業務の実績 | 平成28年度から公告日までに完了したシンポジウム、セミナー、フォーラム又はパネルディスカッションの開催に係る業務の実績を有すること。 ①5件以上 ②4件 ③3件 ④2件 ⑤1件 | ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 |
| 統括担当者の過去10年間の景観に関する協議会運営等業務の実績 | 統括担当者が、平成28年度から公告日までに完了した官公庁における協議会、委員会の支援業務実績を有しているか。(景観に関する実績を優先的に評価する。) ①景観に関する業務3件以上 ②景観に関する業務2～1件 ③景観以外に関する業務5件以上 ④景観以外に関する業務4～3件 ⑤景観以外に関する業務2～1件 | ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 ⑥0 | | |
| シンポジウム 及び普及啓発 活動に係る項目 (特定テーマ) | 50 | ア.シンポジウムの企画内容の設定 | 幅広い参加者を促し、沖縄の風景づくりに関する意識向上を図れるようなシンポジウム又はセミナーのテーマ設定となっている場合に優位に評価する。 | 15 |
| | | イ.基調講演者等の選定 | アに沿った基調講演者、パネリスト又はコーディネーターを選定している場合に優位に評価する。(ただし、講演者等は発注者と受託者が協議して決定する。) | 10 |
| | | ウ.景観ツアーの参加者を増やす工夫 | 幅広い年代の県民に参加してもらえるような景観・風景に係るツアーの企画となっている場合に優位に評価する。 | 15 |
| | | エ.フォトコンテストの応募者を増やす工夫 | 沖縄の魅力を発見してもらえ、幅広い参加者が見込めるフォトコンテストのテーマ提案があるか。また、フォトコンテストの運営方法に妥当性が高い提案がある場合に優位に評価する。 | 10 |

※評価点の範囲で評価を行う。

| 評価項目 | 評価の着目点 | 判断基準 | |
|------|--------|-------------------|--|
| 見積書 | 業務コスト | 契約限度額を超えている場合は非特定 | |

(4) 選定委員会へのプレゼンテーション

- ア 日時（予定）：令和8年7月29日（水）の午前9時～午前12時までの間
※令和8年7月28日（火）までにプレゼンテーション参加可否、日程及び場所を決定し、企画提案者に連絡する予定である。
- イ 提出された企画書に基づいて説明すること。事前に提出された企画書以外の資料をプレゼンテーションに用いることはできない。

(5) 特定・非特定通知

- ア 評価にあたっては、評価値の合計の最も高い者を受託者候補として特定する。なお、評価値の合計が最も高いものが2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて特定する。ただし、選定委員会で採点する点数について、提出された企画書の全てが50.0点を超えない場合は該当者なしとする。
- イ 受託者の決定については、令和8年7月30日（木）を予定している。なお、決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に電子メールで通知する。

(6) 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

非特定者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について書面をもって以下のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出期限：非特定の通知又は無効通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- イ 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで（厳守）
- ウ 提出場所：沖縄県都市計画・モノレール課景観形成班（那覇市泉崎1-2-2県庁舎11階）
- エ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出する。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。
- オ 回答：説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

11. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12. 配置予定担当者の確認

企画書に記載した統括担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当初の配置予定統括担当者同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

13. 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

14. 参加資格の喪失

本書に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画書及びその他提出した書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

15. その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類の作成に関する費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、選定以外に企画提案者に無断で使用、公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加申込書、企画書の差し替え及び再提出は認めない。